

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	新通輪ノ内地区地区計画	
地区の区分	A地区	B地区
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 法別表第2(イ)項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げるもの (2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(ハ)項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(ニ)項第4号及び第5号に掲げるもの (3) 畜舎
建築物の敷地面積の最低限度	—	200 m ²
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m(軒の高さが2.3m以下の独立した自動車車庫及び物置は0.5m)及び道路境界線からは1.5m。 ただし、独立した自動車車庫で軒の高さが2.3m以下の外壁を有しないものは、この限りでない。	
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	—
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)	
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	0.6m以下。 ただし、築山等はこの限りでない。	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。